

東日本大震災からの復興に向けた環境省の基本的対応方針

平成 23 年 5 月 18 日

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から 2 ヶ月が経過し、なお多くの被災者の方が避難所生活を余儀なくされながらも、生活の再建・復興に向けた動きが始まっている。環境省では、これまで災害廃棄物の処理への万全の支援などに全力を尽くしてきたところ、こうしたいわばマイナスをゼロに戻す取組に加え、被災地における本格的な復興にも積極的に貢献していく。その際は東北の特徴を活かした復興、及び社会・ライフスタイルの転換を図ることで災害に強く、環境負荷の低い地域を目指す。

1. マイナスの状態から、まっさらな状態（ゼロ）に戻すべく、少なくとも居住地等の近傍にある災害廃棄物を本年 8 月末を目途に概ね撤去する。また、適切な分別により、木質系廃棄物、コンクリートくず等の有効活用を推進する。このため、広域処理体制の整備とともに現場での処理の迅速化にも積極的に関与する。
2. 放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方法を検討し、安全かつ適切な処理を進める。
3. 東北地方のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの大胆な導入を行う。また、ライフスタイルの転換による節電や災害に強い分散型エネルギーを整備することでエネルギー効率のよい東北を生み出す。
4. 東北の特徴を活かした新「三陸復興国立公園（仮）」への再編成を通して、水産業の振興、観光地としてのブランド化を目指し、地域再生の起爆剤とする。被災を記録・継承するための学びの場を設けるとともに、災害時の緊急避難場所・避難路となる「鎮魂の森」や「三陸海岸トレイル」を整備する。
5. 東北地方に立地する動脈産業と静脈産業をネットワーク化し、資源性廃棄物を徹底利用することで最先端の循環ビジネス拠点として再生する。
6. 5 月下旬から 6 月にかけて被災地における環境モニタリング調査を実施（福島県内の公共用水域及び地下水並びに海域においては、放射性物質のモニタリングも実施）するとともに、土壌汚染対策の支援等、健康被害・風評被害の防止へ貢献する。
7. 災害に強く、環境負荷の低いまちづくり（東北のエコタウン化）のため、公共施設等への設備導入や計画策定の支援等を行う。